

社会福祉法人 裾野市社会福祉協議会
求職者等に対するセクシャルハラスメント防止に関する基本方針

1 基本理念

裾野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域福祉を推進する団体として、人権を尊重し、誰もが安心して働き、学び、学習し、地域活動に参加できる環境づくりに努めます。

本会は、職員採用、職場見学、インターンシップ、実習受入れ等の場面において、求職者等の人格と尊厳を尊重し、性的な言動により求職活動等が阻害されることがないよう、組織として必要な措置を講じます。

本会は、求職者等に対するセクシャルハラスメントを許容せず、発生した場合には、事実関係を確認し、被害者への配慮、行為者への適正な措置、再発防止に取り組みます。

2 基本方針

- (1) 職員等は、求職者に対してセクシャルハラスメントを行ってはなりません。
- (2) 採用、実習、職場見学等に関わる職員等は、立場の優位性等を自覚し、求職者等の人格と尊厳を尊重します。
- (3) 本会は、求職者等に対するセクシャルハラスメントを行った職員等について、就業規則その他の規程に基づき厳正に対処します。
- (4) 本会は、求職活動等に関するルールを明確化し、職員等及び求職者等に周知します。
- (5) 本会は、求職等が安心して相談できる窓口を設置し、募集要項、ホームページ、説明会資料等で周知します。
- (6) 本会は相談したこと、事実確認に協力したこと等を理由として、求職者等又は職員に不利な取扱いを行いません。

3 セクシャルハラスメントの対象となる行為

- (1) 性的な内容の発言、性的な関心に基づく質問、性的な冗談・からかい、交際や性的関係の要求、性別・性的指向・性自認・容姿等に関する不適切な発言、性的な画像・動画・メッセージの送信等
- (2) 身体への不必要な接触、近すぎる距離での対応、私的な誘いや連絡に繰り返し、性的な画像・動画の閲覧の要求等

4 職員への周知・啓発

- (1) この方針を全職員に周知し、採用担当者、面接員、実習指導者、管理職等には重点的に説明します。
- (2) 採用・実習受入れに関わる前に、面接時の禁止質問、連絡手段、個別面談の方法、相談窓口を確認します。
- (3) 経営戦略会議、デスクネット等を通じて、職員に対して本方針を確認します。

5 相談への対応

求職者等からセクシャルハラスメントに関する相談があった場合には、事実関係を確認のうえ、適切かつ迅速に対応します

6 プライバシー保護と不利益取扱いの禁止

セクシャルハラスメントに関する相談や事実確認の過程で知り得た個人情報厳守します。相談の申出、事実関係の確認に協力したことを理由として、求職者等や協力者が不利益な取扱いを受けることは一切ありません。

7 相談窓口

【担当窓口】 総務企画室

【連絡先】 055-992-5750